

事 務 連 絡

令和 2 年 5 月 28 日

都道府県

各 保健所設置市 衛生主管部（局） 御中
特別区

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和 2 年 5 月 4 日付け事務連絡）」に関する Q & A（グループホーム関係）について

障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応については、「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和 2 年 5 月 4 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡。以下「5 月 4 日付け事務連絡」という。）」においてお示したところです。

また、共同生活援助事業所（グループホーム）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」（令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）や「共同生活援助事業所における新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について」（令和 2 年 4 月 14 日付け厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）等においてお示してきたところですが、5 月 4 日付け事務連絡を踏まえ、共同生活援助事業所における取扱いについて、別添のとおり Q & A を送付いたします。

つきましては、管内の共同生活援助事業所に対する周知をお願いするとともに、都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）への周知をお願いいたします。指定都市・中核市におかれては、都道府県と連携して対応いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、新型コロナウイルス感染症対策推進本部に協議済みであることを申し添えます。

問 グループホームで新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応如何。

(回答)

5月4日付け事務連絡により障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応が示されたところである。

グループホームの利用者について、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合については、感染症法に基づく入院措置が行われることとなるが、「軽症者等」（「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）本文にいう「高齢者や基礎疾患を有する者など以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方」をいう。以下同じ。）については入院しない場合があり、グループホーム内で療養する場合に備え、当該事務連絡を参考に、必要な準備や感染症対策等を行うこと。

その際、グループホームは、看護職員の配置や1日を通じた常時の人員体制が必須とされておらず、また、小規模な住居であること等、障害者支援施設とは環境が異なる点があることを踏まえ、特に、以下の点について留意すること。

(医療との連携体制の確保)

グループホーム内で療養する場合には、医師や看護職員等の訪問による診療や看護が必要となるため、管理者はあらかじめ協力医療機関等と相談し、医療との連携体制の確保について検討しておくこと。

(人員体制の確保)

病状急変時の対応や、感染している利用者、濃厚接触者及びその他の感染していない利用者との生活空間等の区分け（いわゆるゾーニング）を図る観点から、1日を通じた常時の人員体制の確保を検討すること。その際、グループホーム職員が感染し、生活支援のための最低限の体制も確保できないことも想定した人員体制の確保策を検討しておくこと。

また、都道府県等の福祉部局においては、グループホームを運営する法人内の職員だけでは最低限の体制も確保できない場合の応援体制について、関係団体等と相談をしておくこと。

※ 上記の体制確保については、グループホームに対する看護職員配置加算、医療連携体制加算、夜間支援等体制加算、日中支援加算（Ⅱ）の算定対象となり得る。また、応援体制については、別途、令和2年度補正予算（第1号）に計上している「社会福祉施設等の介護職員等の確保支援」の活用が考えられる。

(生活空間等の区分け)

小規模な住居であるグループホームの構造を踏まえた生活空間等の区分けの方法について検討しておくこと。

（グループホーム内での療養を行うことが考えられる利用者が発生した場合の対応）

PCR 検査の結果が陽性であることが確認され、かつ、当該利用者を診察した帰国者・接触者外来等から、入院を要する症状でないと判断され、障害特性などからグループホーム内での療養も考えられる旨の連絡があった利用者であっても、上記の医療との連携体制の確保、人員体制の確保、生活空間等の区分けの方法などの状況も十分に勘案しながら、グループホーム内での療養を行うことについて、保健所は、管理者と相談の上、最終的な検討を行うこととなる。

その際、管理者は、当該グループホームで実施可能な医療との連携体制、人員体制、必要な物品の確保の見込み、グループホームの構造を踏まえた生活空間等の区分けの方法、感染者以外の利用者の基礎疾患の状況等について、保健所に的確に伝えること。

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 4 日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局） 御中
特別区
都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の
具体的な対応について

障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「障害者支援施設における感染拡大防止と発生時の対応について」（令和 2 年 3 月 30 日付け厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）や「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）」（令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等においてお示ししてきたところですが、障害者支援施設において新型コロナウイルス感染症が発生し、病状等から施設内での療養を行うこととなる場合の具体的な対応について下記のとおりとりまとめましたので、管内の障害者支援施設に対する周知をお願いするとともに、都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

指定都市・中核市におかれては、都道府県と連携して対応いただくようお願いいたします。なお、本事務連絡の内容については、新型コロナウイルス感染症対策推進本部に協議済みであることを申し添えます。

記

1. 基本的な考え方

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合については、感染症法に基づく入院措置が行われることとなるが、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の「4. 医療提供体制（入院医療提供体制）、（2）状況の進展に応じて講じていくべき施策②」で示した対策の移行が行われている地域（以下「入院体制が移行した地域」という。）においては、重症者のための入院医療の提供を優先して確保する観点から、軽症者等（「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象者並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）本文にいう、高齢者や基礎疾患を有する者など以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方をいう。以下同じ。）については、入院しない場合があり、障害者支援施設を利用する障害者についても、この考え方は同様であること。
- こうした入院体制が移行した地域において、新型コロナウイルス感染症に感染した障害者支援施設の利用者が、軽症者等に該当すると医師が判断した場合には、当該障害者の障害特性を踏まえ、必要な準備や感染症対策を行った上で、施設内で療養することも考えられること。
- なお、新型コロナウイルス感染症が重症化した場合等の受入医療機関の整備については、「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」（令和2年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により依頼している通り、都道府県において新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会において、予め調整を行うこと。

2. 施設内での療養の事前準備

（1）入所施設との調整

- 障害者支援施設において、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が発生した場合には、施設内で療養することに備え、施設長は、施設内の生活空間等の区分け（いわゆるゾーニング）や必要な物品の確保方法などの検討を行っておくこと。また、必要に応じて、生活支援等の対応を行う職員の宿泊用の居室や、連絡調整等を行う事務局用の会議室等の確保についても検討すること。
- 施設長は、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2）」（令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事

務連絡)における、別紙「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービス)における感染防止に向けた対応について」の1.にある感染防止に向けた取組を行うとともに、手指衛生方法や個人防護具の取扱いなどの感染防止策について、あらかじめ職員へ周知徹底すること。また、感染管理についての専門知識を有する者の支援の下、トレーニングを行い、それを継続していくことが望ましいこと。

※都道府県等内部での衛生・防護用品の備蓄と社会福祉施設への供給については、「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の備蓄と社会福祉施設等に対する供給について」(令和2年4月7日厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡)も参照し、都道府県等の福祉部局は、必要な物資の放出等、速やかに支援を行う準備をすること。

※手指衛生方法、生活空間等の区分け(いわゆるゾーニング)の考え方、個人防護具の着脱方法については、宿泊療養施設における非医療従事者向け感染対策の動画も参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html#yobou

<https://www.youtube.com/watch?v=dDzIjvxMNIA>

※対象物の消毒方法については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年3月6日付事務連絡)も参照。

- 都道府県等の福祉部局は、施設長がこれらの事前準備を円滑に行うことができるよう、衛生部局の協力を得つつ、可能な限り、感染管理についての専門知識を有する者の紹介などの協力を行うこと。

(2) 人員体制の確保

- 施設内で療養する場合、医師、看護師等の応援派遣など外部からの医療的支援が必要になることが想定されるため、施設長は、協力医療機関や嘱託医等に相談し、医療スタッフの体制を検討しておくこと。
- 施設の職員の感染も想定されるため、施設においては、生活支援員、事務職員等、職種に応じた確保策を検討しておくことが望ましいこと。
- 都道府県等の福祉部局においては、施設の職員が多数感染し、当該施設の職員及び当該施設を運営する法人内の職員だけでは生活支援のための最低限の体制も確保できないと見込まれる場合には、当該法人からの応援要請を踏まえ、当該法人の外部からの応援体制の構築について関係団体等と相談し、支援を要請すること。また、長期間にわたる応援を依頼するこ

ととなる場合には、施設長は、応援職員の宿泊場所（当該法人所有の職員宿舎など）についても検討しておく必要があること。

3. 施設内での療養を行う利用者が発生した場合の流れ

(1) 検査結果確定までの流れ

- 障害者支援施設で発生した新型コロナウイルス感染症の疑いのある利用者を診療した帰国者・接触者外来等においては、
 - ・ PCR 検査の検体採取を行ったこと、結果が出る時期
 - ・ 当該利用者が、その時点では、入院を要する症状でないと判断される場合にはその旨
 - ・ 障害特性などから、施設内での療養も考えられる場合にはその旨を当該利用者及び同行する施設職員にお知らせした上で、保健所にも連絡すること。
- 連絡を受けた保健所は、当該都道府県等内部の福祉部局に連絡すること。また、当該施設所在地が異なる保健所の管轄である場合には、当該保健所へ連絡すること。
- なお、新型コロナウイルス感染症の疑いのある利用者が発生した障害者支援施設においては、PCR 検査の結果が出るまでは、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」などにに基づき対応すること。
- 障害者支援施設においては、後日、PCR 検査の結果が陽性であることが確認された旨の連絡があった場合には、管轄の保健所の指示に従うこと。
また、当該利用者や他の施設利用者の支給決定権者や当該施設所在地の市区町村に連絡すること。その際、当該支給決定権者は、連絡を受けた利用者が利用している事業所が他にある場合、当該事業所にも連絡すること。当該事業所は上記なお書きのとおり対応することが望ましいこと。
さらに、PCR 検査の結果については、陰性であった場合も含め、都道府県福祉部局に連絡すること。

(2) 濃厚接触者の調査等

- PCR 検査の結果が陽性であることが確認された場合には、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる入所者等の特定に協力すること。その際、可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報の提供等を行うこと。
- 疑い症例や濃厚接触者の調査等については、保健所の指示に従うこと。
- 疑い症例や濃厚接触者の調査の結果、職員の不足が生じる場合には、施

設長は速やかに職員の確保等の対応を検討すること。

- 濃厚接触者の健康観察の方法等についても、保健所の指示に従うこと。

(3) 利用者の受け入れ

- PCR 検査の結果が陽性であることが確認され、かつ、当該利用者を診察した帰国者・接触者外来等から、入院を要する症状でないと判断され、障害特性などから施設内での療養も考えられる旨の連絡があった利用者については、施設内での療養を行うことについて、保健所は、施設長と相談の上、最終的な検討を行うこと。
- 検討の結果、施設内での療養を行う場合には、感染の拡大を防止するため、保健所の指示に従って対応することとし、特に、以下のような点について留意すること。

また「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点(その2)」における、別紙「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービス)における感染防止に向けた対応について」の2.(5)②を参考にすること。なお、医療面や福祉面など様々な調整が必要となるため、必要に応じて、指定権者の幹部が方針を決定するなど、適切に対応することが望ましい。

① 生活支援の際の留意点

保健所の指示に従い、以下の点に留意しながら、施設の構造、障害特性を考慮した上で、以下の点に留意し対応する。その際、保健所は、可能な限り、感染管理についての専門知識を有する者の助言を得ること。

- ・ 感染している利用者、濃厚接触者及びその他の利用者の食事場所や生活空間、トイレ等を分けること。
- ・ 感染している利用者及び濃厚接触者やその居室が判別できるように工夫すること。
- ・ 居室からの出入りの際に、感染している利用者と感染していない利用者(濃厚接触者及びその他の利用者)が接することがないようにすること。
- ・ 職員が滞在する場所と感染している利用者の滞在する場所が分かれるようにするとともに、入口などの動線も分かれるようにすること。
- ・ 感染している利用者に直接接触する場合または当該者の排出物を処理する場合等は、サージカルマスク、眼の防護具、長袖ガウン、手袋を着用すること。
- ・ 感染している利用者、濃厚接触者及びその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。夜勤時等、分けることが困難な場合は、防護具の着用等、特段の注意を払うこと。

- ・物資の保管場所についても、感染している利用者が利用しない場所
にすること。

なお、个人防护具の効率的な利用等については、「サージカルマスク、
長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて」
（令和2年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推
進本部事務連絡）を、生活空間等の区分けの考え方、个人防护具の着脱
方法については、宿泊療養施設における非医療従事者向け感染対策の動
画も参照すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html#yobou

<https://www.youtube.com/watch?v=dDzIjvxMNIA>

② 利用者の健康管理について

感染している利用者については、職員が1日2回、体温計測及び症状
の変化の確認を行い、利用者から聞き取った内容は、健康観察票などを
作成し記入すること。その際、利用者の状況に応じて、パルスオキシメ
ーター等も使用した状態の確認をすることが望ましいこと。また、症状
に変化があった場合には、速やかに医師に相談すること。新型コロナウ
イルス感染症の患者は、状態が急変する可能性もあることに留意が必要
であること。

他の施設利用者についても、体温計測を行うほか、咳や呼吸が苦しく
なるなどの症状が出た場合には、速やかに医師と相談すること。

上記については、保健所と予め健康管理の方法を相談し、保健所の指
示に従って報告するほか、急変時の対応は予め相談した方法に従うこと。

なお、健康観察に関しては普段接している職員の見た目の評価も非常
に重要なので、職員の意見もよく聞くことが望ましいこと。

③ 情報の共有

感染している利用者への支援を継続する生活支援員、医療スタッフ、
事務職員等の間で、入所者の状態や支援継続に当たっての留意事項、衛
生管理上の留意事項等を朝夕のミーティングなどを活用し、適宜共有す
ること。また、周辺地域や、保護者などへの連絡方法についても保健所
や都道府県等の福祉部局と相談し、対応を検討すること。施設長は、職
員体制、感染している利用者の状態、その他の入所者の状態、物資の状
況等について、適宜、指定権者に報告することが望ましい。

（職員も含めた感染者が増加した場合の対応について）

④ 食事提供体制の確保

職員への感染状況によっては、施設内の厨房で調理できない場合があるため、その際には、近隣施設で調理して運ぶ、デリバリーを利用する、障害者団体に支援を依頼するなど、継続的に食事を提供できる体制を検討しておく必要があること。なお、応援職員など外部の職員も対応する場合には、利用者のアレルギー対応にも留意すること。

食事の使い捨て容器は感染性廃棄物に準じた取扱をすることも考えられる※ため、十分な廃棄容器を準備しておくこと。また残飯により害虫発生とならないように分別を考慮すること。

※ 令和2年4月24日付新型コロナウイルス感染症対策推進本部「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ & Aについて

(その3) 1 主に一般の方向け Q14 参照

- 軽症者等の宿泊施設等は、医師等が医業等を行う場所ではないことから、廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)別表第1の4の項の中欄イに掲げる病院や同項の中欄ロに掲げる診療所に該当しません。そのため、軽傷者等の宿泊施設等において生じた廃棄物については、廃棄物処理法施行令で定める感染性廃棄物としての取扱いが義務付けられているわけではありません。
- ただし、これらの廃棄物については、当該施設内や廃棄物処理業者の従業員への感染防止の観点から、ごみに直接触れない、ごみ袋等に入れて封をして排出する、捨てた後は手を洗う等の感染防止策を実施する必要があります。更に慎重な対応として、廃棄物処理法施行令で定める感染性廃棄物に準じた取扱いをすることも考えられます。
- また、医師等の訪問に伴い生じた廃棄物等のうち、特に感染性の危険が高いと判断される注射針等の廃棄物については、医療関係機関等で回収する等、医療関係機関等により感染性廃棄物として処理することが望ましいです。
- 詳細は、令和2年3月4日付環循適発第2003044号・環循規発第2003043号環境省環境再生・資源循環局長通知「新型コロナウイルス感染症にかかる廃棄物の適正処理等について(通知)」並びに「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成30年3月)、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成21年3月)及び「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」(平成20年3月)をご参照ください。

(参考)

- ・ 令和2年3月4日付環循適発第2003044号・環循規発第2003043号環境省環境再生・資源循環局長通知「新型コロナウイルス感染症にかかる廃棄物の適正処理等について(通知)」
http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2003044_local.gov.pdf
- ・ 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成30年3月)
<http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual1.pdf>
- ・ 「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成21年3月)

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/>

- ・「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」(平成 20 年 3 月)
http://www.env.go.jp/recycle/misc/gl_tmwh/index.html

⑤ 衣類の洗濯、リネン類の洗濯

職員体制によっては、洗濯が困難となる可能性もあり、リネンも委託会社の搬出が困難となることが予測される。十分なリネン、衣類が供給できる体制を検討しておくこと。

(4) その他

- 障害者支援施設の利用者に新型コロナウイルス感染症の疑いが生じたことを起点とする場合の流れは上記の通りであるが、施設の職員に新型コロナウイルス感染症の疑いが生じたことを起点とする場合や、利用者と職員の両方に新型コロナウイルス感染症の疑いが生じたことを起点とする場合も考えられる。それらの場合であっても、濃厚接触者の調査、利用者の病状等に基づく施設内での療養についての判断、生活支援や健康管理に関する留意事項などは同様であること。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
TEL : 03-5253-1111 (内線3091)